

仕様書新旧対照表

旧	新
<p>5 運行内容及び受注者の責務</p> <p>(2) 運行予定日数 年間の運行予定日数</p> <p>※ 放課後等デイサービスを利用し、学校から直接事業所に向かう生徒がいるため、午後の輸送を実施しないことがある。</p>	<p>5 運行内容及び受注者の責務</p> <p>(2) 運行予定日数 年間の運行予定日数</p> <p>※ 放課後等デイサービスを利用し、学校から直接事業所に向かう生徒がいるため、午後の輸送を実施しないことがある。</p> <p>※ <u>令和8年度は、8月の5(1)アの「授業日の登下校輸送」の日はない。</u></p>
<p>5 運行内容及び受注者の責務</p> <p>(4) 運行内容詳細</p> <p>キ 生徒の私物はバスの中に置いたままにしておくことができる。やむを得ず動かす場合は、生徒の次回乗車時までに元の場所に戻すこと。</p>	<p>5 運行内容及び受注者の責務</p> <p>(4) 運行内容詳細</p> <p>キ 生徒の私物はバスの中に置いたままにしておくことができる。やむを得ず動かす場合は、生徒の次回乗車時までに元の場所に戻すこと。</p> <p>ク <u>年度途中で運行ルートを変更する必要が生じたときは、校長と受注者が協議のうえ、変更するものとする。</u></p>
<p>6 本市の支払う委託料に含まれる経費</p> <p>(3) 修理費用(生徒による破損に係るものを除く)</p>	<p>6 本市の支払う委託料に含まれる経費</p> <p>(3) 修理費用(生徒による破損に係るものを除く)</p> <p><u>なお、故障の原因が経年劣化によるものであり、かつ修理費用が税込30万円を超える場合は、本市と受注者とで協議の上、修理費用を折半するものとする。折半した金額に端数が生じた場合は、端数は本市分の修理費用に加えるものとする。</u></p>

下線部分が、令和8年度仕様書に新たに追記された箇所